明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　第二条第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等（規則第六条第一項第七号ト(5)に規定する株式交換完全子会社等をいう。）となった場合において、株式交換完全親会社等（同号ト(5)に規定する株式交換完全親会社等をいう。）が規則第十一条第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項第二号	当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数	株式交換完全子会社等（規則第十一条第一項の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者に限る。以下同じ。）の当該事業所及び当該特定贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計数が、当該認定に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数を加えた数
前条第一項第三号	当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額	株式交換完全子会社等の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額を加えた金額
	当該特定贈与認定中小企業者の売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたもの。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額	当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたもの。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額

3　前二項の規定は、第二条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十条第四項」とあるのは「第十条第五項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と、「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第五条　第二条及び第三条の規定による経済産業大臣の権限は、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1

東日本大震災に係る確認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣名　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電　話　番　号
代表者の氏名　　印

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第２条第１項の確認（同項第１号に係るものに限る。）（同項第２号に係るものに限る。）（同項第３号に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　震災特例中小企業者について

□　特定贈与認定中小企業者（東日本大震災発生前の贈与に係る認定を受けた中小企業者） □　特定相続認定中小企業者（平成20年10月１日から施行日以後６月を経過する日までの相続に係る認定を受けた中小企業者） □　贈与認定前中小企業者（東日本大震災発生前の贈与に係る認定を受けようとする中小企業者） □　相続認定前中小企業者（平成23年３月11日前の相続に係る認定を受けようとする中小企業者） □　相続認定前中小企業者（平成23年３月11日以後の相続に係る認定を受けようとする中小企業者）	
震災特例中小企業者の種別	
法第12条第１項の認定の年月日及び番号	年　　月　　日（　　号）
贈与の日又は相続の開始の日	年　　月　　日
贈与税申告期限又は相続税申告期限	年　　月　　日